

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置(第四弾)の主なポイント

資料1

- 市街地の復興が進むとともに、住まいに加え、まちの機能の復興が必要となり、市街地中心部の商業集積・商店街の再生が重要な課題となることから、今回、商業集積等を中心とした加速化措置を講じる。
- 復興事業の本格化に伴い、より効率的に復興事業を進めることができるよう以下の新たな加速化措置を追加

課題	対応方針	主な具体的対応
商店集積・商業街の再生加速化 市街地中心部の再生 <商業集積・商店街の再生>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的な指針の提示 ○ 商業施設の整備等に関する支援 ○ 専門家派遣・人材育成等の支援 	I 「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」の策定 > 「被災地まちなか商業集積・商店街再生 加速化指針」の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・市街地における商業集積・商店街再生の標準的な手順を、自治体職員等の業務遂行の手引きとして提示 > 商業施設等復興整備事業による支援【H25年度補正予算案】 <ul style="list-style-type: none"> ・被災事業者等のニーズを踏まえて、被災事業者が主体となって、震災により失われた商業機能の復旧のために整備する共同店舗等の整備を補助 ・原子力災害被災12市町村においては、自治体等による施設整備も対象 > 暮らし・にぎわい再生事業の活用【H25年度補正予算案】 <ul style="list-style-type: none"> ・商業施設と一体となり市街地中心部のにぎわいを創出する公益施設の整備が可能である暮らし・にぎわい再生事業を復興交付金の対象事業とし、その活用を周知 > 仮設施設の有効活用【H26年度予算案】 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基盤整備機構が市町村に譲渡した仮設施設の有効活用(本設化・解体等)にかかる支援を実施 > 津波復興拠点整備事業における宅地の賃貸等の周知・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・津波復興拠点整備事業において、早期の商店街の再生に資するよう、起工承諾による工事着手、整備した宅地の賃貸について周知・活用 > 震災復興支援アドバイザーの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・商業施設開発・運営管理を含む各種専門家を被災地に無料で派遣等し、自治体等に対するアドバイスを実施 > 市町村まちづくり担当者に対する研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・商業集積等に携わる自治体職員ほかまちづくり担当者に対し研修を実施し、専門的知識やノウハウを提供
住宅再建の加速化 人材不足等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人材の効率的な活用 	II-① 東北六県における各発注機関の発注見通しを統合して公表 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業者が発注見通しの全容が把握できるように、国土交通省東北地方整備局HPにおいて、11月1日から各機関の見通し(発注時期、予定工期、工種、事業規模、施工場所)を統合して地区毎に公表
避難指示区域の住民の早期帰還を促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島県内の避難指示があった市町村の復興事業を推進 	II-② 福島県の避難指示のあった市町村に関する農地法の規制緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・当該市町村が復興整備計画を策定し復興のための事業を実施する場合、第1種農地(原則転用不許可)の転用ができるよう措置
発注者支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災自治体への人的支援 	II-③ 被災市町村からの人材確保要望を取りまとめ全国の市区町村に職員派遣等を要請 <ul style="list-style-type: none"> ・26年度の被災市町村からの人材確保要望を取りまとめ(要望数:1,512)、全国の市区町村に職員派遣等を要請(25年12月5日) 1

I 「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」の策定

- 商業集積・商店街再生を加速化するための施策をとりまとめ
- 基本的な指針を提示した上、ハード・ソフト両面からの支援を実施

1. 基本的な指針の提示

①「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」の策定

市街地における商業集積・商店街再生の標準的な手順を、自治体職員等まちづくり関係者の業務遂行の手引きとして提示

(1) 商業施設の整備に係る補助

① 商業施設等復興整備事業による支援

【H25年度補正予算案】

- ・ 被災事業者等のニーズを踏まえて、被災事業者が主体となって、震災により失われた商業機能の復旧のために整備する共同店舗等の整備を補助。
(被災事業者の自己負担部分については、高度化融資※の活用を検討中。)
- ※貸付期間:20年以内(据置期間5年以内)、貸付金利:無利子

- ・ 原子力災害被災12市町村においては、自治体等による施設整備も対象。

② 暮らし・にぎわい再生事業の活用

【H25年度補正予算案】

商業施設と一体となり市街地中心部のにぎわいを創出する公益施設の整備が可能である暮らし・にぎわい再生事業を復興交付金の対象事業とし、その活用を周知。

2. 商業施設の整備等に関する支援

(2) その他

① 仮設施設の有効活用【H26年度予算案】

中小企業基盤整備機構が市町村に譲渡した仮設施設の有効活用(本設化・解体等)にかかる支援を実施

② 津波復興拠点整備事業における宅地の賃貸等の周知・活用

津波復興拠点整備事業において、早期の商店街の再生に資するよう、起工承諾による工事着手、整備した宅地の賃貸について周知・活用。

3. 専門家派遣・人材育成等の支援

① 震災復興支援アドバイザーの活用

商業施設開発・運営管理を含む各種の専門家を被災地に無料で派遣等し、自治体等に対するアドバイスを実施。

② 市町村まちづくり担当者に対する研修の実施

商業集積等に携わる自治体職員ほかまちづくり担当者に対し研修を実施し、専門的知識やノウハウを提供。

Ⅱ-① 東北六県における各発注機関の発注見通しを統合して公表 (人材の効率的な活用)

● 技術者・技能者の配置等を行いやすい環境を整備するため、東北地方整備局や東北農政局等の国の機関及び県や市等の地方公共団体は、建設業者が発注見通しの全容を把握できるように、11月1日から各機関の発注見通し(発注時期、予定工期、工種、事業規模、施工場所)を統合して地区毎に公表

(東北地方整備局HPより)

【東北地方発注者協議会】

平成25年11月1日運用開始

発注見通しとりまとめ

東北六県における各発注機関の発注見通しをとりまとめて公表します。



発注見通し地区割り一覧表

※地区毎の市町村は、以下の表をご覧ください。

県名	地方生活圏	二次生活圏	公表の地区割り	該当市町村名
青森県	青森	青森	青森	青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村
	津軽	弘前・黒石	津軽	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鱈町、田舎館村、板柳町
		五所川原		五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
	南部	八戸	南部	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町
十和田・三沢		十和田市、三沢市、横浜町、六ヶ所村、野辺地町、東北町、七戸町、六戸町		
下北	下北	下北	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村	
盛岡県		盛岡	盛岡	盛岡市、八幡平市、岩手町、葛巻町、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町

Ⅱ-② 福島県の避難指示のあった市町村に関する農地法の規制緩和について

- 福島県内の避難指示があった市町村の住民の帰還を促進するため、本年1月10日に省令改正を行い、当該市町村が復興整備計画を策定し復興のための事業を実施する場合、第1種農地(原則転用不許可)の転用ができるよう措置。

改正内容

原発事故により避難指示のあった福島県内の市町村において、次の場合に第1種農地(原則転用不許可)の転用を可能にする。

- ① 市町村が、地域の協議会で話し合い、東日本大震災復興特区法に基づく復興整備計画を策定し、
- ② 同計画に位置付けられた復興整備事業が復興に必要なかつ適当で農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合

対象地域



Ⅱ-③ 被災市町村からの人材確保要望を取りまとめ全国の市区町村に職員派遣等を要請

(第4弾加速化措置案)

- 26年度の被災市町村からの人材確保要望を取りまとめ(要望数:1,512)、全国の市区町村に職員派遣等を要請(25年12月5日)
- このほか、被災自治体における任期付職員の採用等の支援や被災市町村で働く意欲のある市区町村OB職員に関する情報提供を行うとともに、民間企業等への人的支援の協力を要請するなどの取組を進める。

26年度の要望状況

- ・26年度の総務省スキームにおける被災市町村からの人材確保の要望数は1,512であり、25年度の当初要望数に比べ132増加
- ・職種別には、一般事務が74、土木が55の増加等



要望への対応

- ・25年12月5日に、全国の市区町村からの職員派遣、OB職員情報の提供等を要請
- ・このほか、被災自治体における任期付職員の採用等の支援や被災市町村で働く意欲のある市区町村OB職員に関する情報提供を行うとともに、民間企業等への人的支援の協力を要請するなどの取組を進める。

○26年度要望状況(25年12月5日現在)

県名	要望状況	
	市町村数	人数
岩手県	8	408
宮城県	13	905
福島県	20	199
合計	41	1,512

○職種別の状況

職種	要望人数
一般事務	727
土木	538
建築	111
保健師	40
農業土木	16
電気	22
機械	15
その他	43
合計	1,512